

会議等の名称	第57回（仮称）日進北部土地区画整理組合設立発起人会
日時	令和5年6月27日（火） 午後6時30分～午後7時30分
場所	北新町公民館

1 代表あいさつ

2 報告事項

(1) 日進北部地区における固定資産税について

市税務課職員より、日進北部地区内の固定資産税について、減免措置等の特例措置はできない旨の説明を行った。

<主な質疑及び意見>

- ・特に質問・意見なし。

(2) (株) 尾東農産との利用権設定が解除された農地への対応について

市区画整理課職員より、市街化区域編入に伴い利用権設定の更新ができなかった農地に対する救済措置として、(株) 尾東農産との農地法第3条許可による貸借権の設定の支援を行うことについて報告を行った。

<主な質疑及び意見>

- ・特に質問・意見なし。

3 協議事項

(1) 今後の業務体制と事業スケジュールについて（日進北部土地区画整理組合設立業務基本協定書の解除）

発起人と設計業務の基本協定を締結している日本測地設計（株）より、協定に定められた請負金額では業務履行ができないとして、金額の増額と今後の業務体制について要望があった。市から要望内容を受けても事業フレームの見直しが進む見込みがないことを説明した。

<協議の結果>

- ・日本測地設計との基本協定を解除することに全員賛成した。
- ・協定解除に向けた手続き等は、事務局に一任する。

<主な質疑及び意見>（発）発起人 （市）日進市

- ・（発）今回の経緯について、問題点を再確認したい。
 - （市）今の設計図（案）では、事業費の収支が取れていない。その不足分も、昨年11月時点で発起人会等で説明してきた内容と大きな相違がある。この状況において、抜本的に設計を見直さなければ事業費の見直しができないが、このままでは業務の履行が難しい以上、協定を解除して別の請負者を探す必要があると考える。
- ・（発）安易に協定解除ではなく、協定に基づき日本測地設計に最後まで業務を履行させるべきではないのか。
 - （市）日本測地設計は、業務代行方式と同じ4者体制に戻すこと、かつ、協定に定められた金額では業務履行ができないとして、大幅に増額した金額を条件提示してきている。協定内容と異なる条件提示なので、市としては承諾できる話ではないと考える。
- ・（発）新しい請負者には、現在の設計図（案）を検証させるのか。

→（市）新しい請負者には、第三者の視点でチェックしてもらい、事業フレームが成立していないなら、設計図自体を見直していくつもりである。

- （発）実際問題として、事業フレームの見通しが立たず、何年も過ぎてしまっている。
→（発）まずは、組合を立ち上げるために進めていくことが先決である。
- （発）協定解除で進めて構わない。
- （発）協定を解除して、別の手法で進めていくのは構わない。ただし、それと並行して、昨年度までの説明と異なる部分については、きちんと明らかにしてもらいたい。

3 その他 特になし。